平成２７年（フ）第３６８号
沖縄県中頭郡西原町字小波津217番地
債務者　泉川　寛剛
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３９７号
沖縄県豊見城市字根差部45番地26
債務者　奥平　浩子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４００号
沖縄県那覇市田原４丁目５番地16　コーポ高良401
債務者　平良明日香
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４号
沖縄県那覇市字小禄170番地　丸高アパートＡ―302
債務者　松原　武宏
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２号
北海道帯広市西16条南５丁目５番28号　エクセルバード１―Ｃ号
債務者　前田真知子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３８０号
盛岡市緑が丘３丁目19番５号　コーポエクセリーヌ１―Ｃ号、旧住所盛岡市中野１丁目20番31号
債務者　橘　　利也
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３９０号
盛岡市中屋敷町７番35―306号
債務者　鈴木　牧子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３６９号
茨城県水戸市笠原町1023番地の３
債務者　岩間　貞祥
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１７１号
群馬県邑楽郡大泉町仙石３丁目25―１　スバル大利根寮７号棟305号、住民票上の住所山形県山形市北町２丁目４番30号ファミリーヴィレッジ310Ｅ　101号
債務者　平　　誠
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１号
群馬県太田市新井町270番地３　ウェルナウⅢ―102号、前住所群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目７番10号
債務者　朝生幸治こと　ＡＳＡＯ　ＦＡＢＩＯ　ＫＯＪＩ
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第４１号
千葉県館山市八幡637番地の９
債務者　遠藤あさみ
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第１０２号
新潟県新発田市西園町３丁目16番14号　コーポながい　101、前住所新潟市北区早通北４丁目２番14号
債務者　丸山　　敬
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２８１号
静岡県富士市元町10番24号
債務者　渡邉　美詠
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２３９号
愛知県名古屋市中村区上米野町４丁目41番地　ＩＭＰＥＲＩＡＬ中村103号、申立時の住所香川県高松市伏石町2176番地32アンジュ103
債務者　原田　耕輔
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９８号
香川県高松市植松町274番地　県住21―202
債務者　藤本　桂子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９９号
香川県高松市新田町甲476番地３
債務者　平尾　忠重
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１号
福岡県飯塚市鯰田709番地１
債務者　寺田由美子（旧姓岩下）
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部